



県章

山形県公報

令和6年11月29日（金）

第559号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1151
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（市 町 村 課）…1152
- 山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則……………（統計企画課）… 同
- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課）… 同

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1153
- 同……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1154
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1155
- 同……………（ 同 ）… 同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）… 同
- 道路の位置の指定の変更……………（置賜総合支庁建築課）…1156

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正…………… 同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院管理規程の一部を改正する規程……………1157

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第71号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表山形県国民健康保険審査会の項担任する事務の欄中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する」に改め、同表山形県後期高齢者医療審査会の項担任

する事務の欄中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第72号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第4号中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第73号

山形県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

山形県統計調査条例施行規則（平成21年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「健康保険の被保険者証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第74号

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の3の注書第1項中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

告 示

山形県告示第825号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
酒田合同自動車株式会社	酒田合同自動車株式会社 酒田市山居町一丁目5番33号	訪 問 介 護	令和 6. 5. 20

山形県告示第826号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人いぶき会	医療法人いぶき会 メディカルリハ デ イサービス La Santé 鶴岡市日枝字小真木原88番1号	通 所 介 護	令和 6. 5. 31

山形県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ワタナベ冷暖サ ービス	ケアショップれいだん 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の 2	福 祉 用 具 貸 与	令和 6. 5. 31
株式会社ワタナベ冷暖サ ービス	ケアショップれいだん 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の 2	特定福祉用具販売	同

山形県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ワタナベ冷暖サ ービス	ケアショップれいだん 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の 2	介護予防福祉用具 貸与	令和 6. 5. 31
株式会社ワタナベ冷暖サ ービス	ケアショップれいだん 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の 2	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第829号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東田川郡庄内町狩川地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和6年11月27日から令和7年3月18日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第830号

白鷹町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和6年11月20日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 2 縦覧に供する場所
長井市役所及び白鷹町役場
 - 3 縦覧に供する期間
令和6年11月29日から同年12月27日まで
 - 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。
-

山形県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営西興野地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営西興野地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
 - 2 縦覧に供する場所
庄内町役場
 - 3 縦覧に供する期間
令和6年12月3日から令和7年1月7日まで
 - 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。
-

山形県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 6 年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市赤湯字川尻2933番 1 から 東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1607番まで	旧	76.4 メートル } 12.8	メートル 2,630
同 上	新	0.0 メートル } 0.0	メートル 0

山形県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和 6 年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南陽川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市赤湯字川尻2933番 1 から 同 2915番 1 まで	旧	15.0 メートル } 13.6	メートル 49
同 上	新	15.0 メートル } 13.6	同 上
南陽市赤湯字川尻2933番 1 から 同 櫛塚字上谷地1019番まで		37.0 メートル } 10.6	メートル 424

山形県告示第834号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 6 年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ハウスプラス確認検査株式会社
東京都港区一丁目11番 1 号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定機関の名称の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ハウスプラス確認検査株式会社	ハウスプラス住宅保証株式会社	令和 6.12. 1

山形県告示第835号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和 6 年11月29 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道第2142号
2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	南陽市郡山字前田101番 9	南陽市郡山字前田101番 9、101番13の一部
道路の現況	幅員 4.00メートル	幅員 6.00メートル

- 3 変更年月日 令和 6 年11月22 日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第54号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
令和 6 年11月29 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

- 1 病院の項の表中 「医療法人社団愛陽会 三川病院 東田川郡三川町大字横山字堤39番」を

医療法人社団愛陽会 三川病院	東田川郡三川町大字横山字堤39番
三川病院介護医療院	〃 〃

に改め、

- 3 身体障害者支援施設の項の表中

身体障害者福祉ホームコロニーハイツ	〃 桜田南 1 番19号
すげさわの丘	〃 すげさわの丘727番地47

を

すげさわの丘	〃 すげさわの丘727番地47
--------	-----------------

に改める。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県立病院管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年11月29日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院管理規程の一部を改正する規程

山形県立病院管理規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の診察券の交付を受けようとする者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）等を提示しなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

令和6年11月29日印刷
令和6年11月29日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県